

平成27年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計61件（予算議案13件・条例議案17件・一般議案25件・道路議案2件・人事議案4件）

《予算議案》

- 議案第156号 平成27年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
議案第157号 平成27年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第158号 平成27年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第159号 平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第160号 平成27年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第161号 平成27年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）
議案第162号 平成27年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第163号 平成27年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第164号 平成27年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第165号 平成27年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第166号 平成27年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第167号 平成27年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第168号 平成27年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

《条例議案》

- 議案第169号 さいたま市個人番号の利用に関する条例の制定について
（所管課所・市民局市民生活部ICT政策課番号制度整備室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

（内容）

1 市の責務

- ・ 個人番号の利用に関し、市の責務を定めるもの。

2 個人番号の利用範囲

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の規定により、個人番号を利用できる市の独自事務を定めるもの。
- (2) 独自利用事務を処理するために必要な限度で、自ら保有する特定個人情報を利用することができることとするもの。
- (3) 市長は、法に定める事務を処理するために必要な限度で、自ら保有する法に定める特定個人情報を利用することができることとするもの。
- (4) 特定個人情報の利用を行う場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出があったものとして取り扱うことができることとするもの。

(施行期日) 平成28年1月1日等

議案第170号 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員法の一部改正に伴い、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例のほか3条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

(1) 「条件付採用」を「条件付採用」に改めるもの。

(2) 条例で引用している地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第171号 さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による共済年金と厚生年金の統合に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 他の法律による給付との調整

・ 旧共済組合期間を有する者が新規裁定される場合は、原則として、厚生年金と同様に取り扱うこととするもの。

(施行期日) 公布の日(適用は平成27年10月1日)

議案第172号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 平成27年度における市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ

・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5とし、平成27年12月1日から適用することとするもの。

2 平成28年度以後における市議会議員の期末手当の支給割合の配分変更

(1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150とするもの。

(2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165とするもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成28年4月1日)

議案第173号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を引き上げる
とともに、さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の施行の際現に在職
する教育長（以下「旧制度教育長」という。）の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改
正を行うもの。

(内容)

- 1 平成27年度における市長等の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5とするもの。
 - 2 平成28年度以後における市長等の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165とするもの。
 - 3 平成27年度における旧制度教育長の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5とするもの。
 - 4 平成28年度以後における旧制度教育長の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165とするもの。
 - 5 適用
 - ・ 1及び3については平成27年12月1日から適用するもの。
- (施行期日) 公布の日(2及び4については、平成28年4月1日)

議案第174号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

市人事委員会の報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行
うもの。

(内容)

- 1 一般職の職員の給与改定
 - (1) 勤勉手当の支給割合の引上げ
 - ア 平成27年度における勤勉手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

		12月支給分	
		改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	75/100	85/100
	特定管理職員	95/100	105/100

再任用職員	一般職員	35/100	40/100
	特定管理職員	45/100	50/100

イ 平成28年度以後における勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		12月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	75/100	80/100	85/100	80/100
	特定管理職員	95/100	100/100	105/100	100/100
再任用職員	一般職員	35/100	37.5/100	40/100	37.5/100
	特定管理職員	45/100	47.5/100	50/100	47.5/100

(2) 給料表の改定

- ・ 給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

(3) 管理職員特別勤務手当の見直し

- ・ 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当を新たに支給するもの。

2 特定任期付職員の期末手当の改定等

(1) 期末手当の支給割合の引上げ

ア 平成27年度における期末手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

	12月支給分	
	改正前	改正後
特定任期付職員	155/100	160/100

イ 平成28年度以後における期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		12月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
特定任期付職員		155/100	157.5/100	160/100	157.5/100

(2) 管理職員特別勤務手当の見直し

- ・ 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当を新たに支給するもの。

3 特殊勤務手当の見直し

- ・ 災害対策業務手当の支給要件及び支給額を一本化し、災害発生時にその対策業務に従事した指定管理職員又は特定任期付職員の区分を廃止するもの。

4 規定の整備

(1) 地方公務員法の一部改正に伴い、条例で引用している同法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもの。

(2) 特殊勤務手当のうち、夜間看護業務手当の支給対象から「准看護師」を削除するもの。

5 適用

- ・ 1(2)については平成27年4月1日から、1(1)ア及び2(1)アについては同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(1(1)イ及び(3)、2(1)イ及び(2)、3並びに4については、平成28年4月1日)

議案第175号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 猶予制度の見直し

- ・ 地方税における猶予制度の見直しに伴い条例委任された事項について、次のとおり定めるもの。

	条例委任事項	主な規定事項
徴収猶予	分割納付又は分割納入の方法	猶予金額を、猶予期間内に、納税者の財産や諸事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとするもの。
	申請手続等	申請書の記載事項及び添付書類等を定めるもの。
	担保の徴取の不要基準	猶予金額100万円以下、又は猶予期間3月以内等の場合、担保を徴する必要があることとするもの。
換価の猶予	分割納付又は分割納入の方法	猶予金額を、猶予期間内の各月に、納税者の財産や諸事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとするもの。
	申請手続等	申請期限を納期限から6月とし、及び申請書の記載事項及び添付書類等を定めるもの。
	担保の徴取の不要基準	猶予金額100万円以下、又は猶予期間3月以内等の場合、担保を徴する必要があることとするもの。

2 申告書の記載事項等への個人番号又は法人番号の追加

- ・ 市税に係る申告書の記載事項等に、納税義務者等の個人番号又は法人番号を加えるもの。

3 減免申請期限の見直し

- ・ 市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び事業所税の減免の申請期限を、「納期限前7日」から「納期限」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日等(2については同年1月1日)

議案第176号 さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課)

地方公務員法の一部改正に伴い、さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例のほか2条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第177号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習総合センター)

さいたま市立尾間木公民館の移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
- ・ さいたま市立尾間木公民館の位置について、「大字大間木749番地」から「大字大間木472番地」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第 178号 さいたま市児童センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

工事現場において湧水が発生し、(仮称)緑消防署等複合施設の工期が延長したことにより、さいたま市立尾間木児童センターの供用開始の日を延期するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 平成26年9月議会において議決を得たさいたま市児童センター条例の一部を改正する条例について、施行期日を「平成28年2月1日」から「平成28年4月1日」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 179号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 減免の申請
 - (1) 国民健康保険税における減免の申請期限について、「納期限前7日」から「納期限」に改めるもの。
 - (2) 国民健康保険税に係る減免の規定において、新たに記載事項として氏名、住所及び個人番号を加えるもの。

(施行期日) 平成28年1月1日 ((1)については同年4月1日)

議案第 180号 さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における住民基本台帳法の一部改正に伴い、条例を廃止するもの。

(内容)

- 1 条例の廃止
 - ・ 住民基本台帳カードが廃止されることに伴い、条例を廃止するもの。
- 2 住民基本台帳カード及び印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードの利用に係る経過措置
 - ・ 条例の廃止後も、廃止前の条例の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カード及び改正前のさいたま市印鑑条例の規定により印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードは、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日までの間は、従前の例により利用できることとするもの。

(施行期日) 平成28年1月1日

**議案第 181号 さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

(所管課所・市民局市民生活部男女共同参画課)

基準省令である婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 施設長の資格要件の見直し
- ・ 施設長の資格要件について、年齢制限を廃止するもの。

(施行期日) 平成28年1月1日

議案第 182号 さいたま市消費生活センター条例の制定について

(所管課所・市民局市民生活部消費生活総合センター)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律における消費者安全法の改正に伴い、消費生活相談体制を強化するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 名称及び位置

名称	位置
消費生活総合センター	市内大宮区錦町682番地2
浦和消費生活センター	市内浦和区東高砂町11番1号
岩槻消費生活センター	市内岩槻区本町3丁目2番5号

2 事務の実施日等

- ・ 消費生活相談事務を行う日及び時間を規則で定めることとするもの。

3 職員

- ・ センターに所長その他必要な職員を置くこととするもの。

4 消費生活相談員

- ・ センターに消費生活相談員を置くこととするもの。

5 消費生活相談員の人材及び処遇の確保

- ・ 消費生活相談員の人材及び処遇の確保のための措置を講じることとするもの。

6 消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修

- ・ 消費生活相談等の事務に従事する職員の資質の向上のための研修の機会を確保することとするもの。

7 情報の安全管理

- ・ 消費生活相談等に係る情報の漏えい等の防止措置を講じることとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

**議案第 183号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

他の一般職の職員において管理職員特別勤務手当の支給要件を変更することとの均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 管理職員特別勤務手当の支給要件の見直し

- ・ 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当を新たに支給するもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第184号 さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防企画課)

さいたま市緑消防署の移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
 - ・ さいたま市緑消防署の位置について、「大字中尾973番地2」から「大字大間木472番地」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年3月16日

議案第185号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による共済年金と厚生年金の統合に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 他の法律による給付との調整
 - (1) 旧共済組合期間を有する者が新規裁定される場合は、原則として、厚生年金と同様に扱うこととするもの。
 - (2) 身体・生命の危険が高い一定の公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場
合については、従来調整率と異なる調整率を用いることとするもの。

(施行期日) 公布の日(適用は平成27年10月1日)

《一般議案》

議案第186号 (仮称)仮配置棟建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・財政局財政部庁舎管理課)

(内容)

- 1 契約の目的
(仮称)仮配置棟建設(建築)工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億5,120万3,920円
- 4 契約の相手方
佐伯・ユージェイ特定共同企業体

議案第187号 さいたま市立高等看護学院建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・保健福祉局保健部高等看護学院)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立高等看護学院建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
6億2,370万9,720円
- 4 契約の相手方
斎藤・和光特定共同企業体

議案第188号 （仮称）さいたま市子ども総合センター建設（建築）工事請負契約について
（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター
開設準備室）

（内容）

- 1 契約の目的
（仮称）さいたま市子ども総合センター建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
34億6,356万円
- 4 契約の相手方
エム・テック・伊藤組土建・横尾建設特定共同企業体

議案第189号 （仮称）さいたま市子ども総合センター建設（電気設備）工事請負契約について
（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター
開設準備室）

（内容）

- 1 契約の目的
（仮称）さいたま市子ども総合センター建設（電気設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
7億5,227万1,840円
- 4 契約の相手方
積田・大塚特定共同企業体

議案第190号 （仮称）さいたま市子ども総合センター建設（機械設備）工事請負契約について
（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター
開設準備室）

（内容）

- 1 契約の目的

(仮称)さいたま市子ども総合センター建設(機械設備)工事

- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
9億9,581万760円
- 4 契約の相手方
サイエイ・埼玉・大クマ特定共同企業体

議案第191号 指定管理者の指定について(さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内南区别所7丁目20番1号
 - (2) 名称 さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー20階
 - (2) 名称 オーエンス・アイルグループ
 - (3) 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第192号 指定管理者の指定について(さいたま市高齢者生きがい活動センター)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内北区植竹町1丁目593番地1
 - (2) 名称 さいたま市高齢者生きがい活動センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
 - (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第193号 指定管理者の指定について(さいたま市立尾間木児童センター)

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立尾間木児童センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内緑区大字大間木472番地
 - (2) 名称 さいたま市立尾間木児童センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第194号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和斎場）

（所管課所・保健福祉局保健部浦和斎場管理事務所）

さいたま市浦和斎場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1523番地1
 - (2) 名称 さいたま市浦和斎場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内桜区大字下大久保930番地2
 - (2) 名称 浦和総業株式会社
 - (3) 代表者 代表取締役 渋谷 邦彦
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第195号 指定管理者の指定について（さいたま市営浦和駅東口駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営浦和駅東口駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内浦和区東高砂町11番1号
 - (2) 名称 さいたま市営浦和駅東口駐車場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都渋谷区神泉町8番16号
 - (2) 名称 株式会社パルコスペースシステムズ
 - (3) 代表者 代表取締役社長 今枝 立視
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第196号 指定管理者の指定について（さいたま市南浦和コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南区大谷場2丁目6番25号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
市内中央区本町東3丁目5番43号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
市内中央区上峰2丁目3番5号	さいたま市上峰コミュニティホール
市内中央区桜丘2丁目6番28号	さいたま市西与野コミュニティホール
市内中央区大字下落合1712番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
市内浦和区東高砂町11番1号	さいたま市浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第197号 指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザイースト）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市地域中核施設プラザイーストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字中尾1440番地8
- (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザイースト

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第198号 指定管理者の指定について（さいたま市東大宮コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市東大宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
市内見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
市内見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター
市内大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
市内大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第199号 指定管理者の指定について（さいたま市馬宮コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市馬宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
市内西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
市内北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
市内北区日進町1丁目312番地2	さいたま市日進公園コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第200号 指定管理者の指定について（さいたま市コミュニティセンターいわつき等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市コミュニティセンターいわつき等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区本町1丁目10番7号	さいたま市コミュニティセンターいわつき
市内岩槻区本町3丁目1番1号	さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター
市内岩槻区東岩槻6丁目6番地	さいたま市ふれあいプラザいわつき
	老人憩いの家ふれあいプラザ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第201号 指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザウエスト）

(所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課)

さいたま市地域中核施設プラザウエストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザウエスト

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第202号 指定管理者の指定について（さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター）

(所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課)

さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内南区别所7丁目20番1号
- (2) 名称 さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー20階
- (2) 名称 オーエンス・アイルグループ
- (3) 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第203号 指定管理者の指定について（さいたま市ホテル南郷）

(所管課所・市民局市民生活部市民総務課)

さいたま市ホテル南郷の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町界454番地
- (2) 名称 さいたま市ホテル南郷

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町田島字後町甲3973番地1
- (2) 名称 みなみやま観光株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 渡部 龍一

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第204号 指定管理者の指定について（さいたま市六日町山の家）

（所管課所・市民局市民生活部市民総務課）

さいたま市六日町山をの家の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 新潟県南魚沼市坂戸831番地2
 - (2) 名称 さいたま市六日町山の家
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 新潟県南魚沼市塩沢165番地1
 - (2) 名称 六日町山の家指定管理運営事業体
 - (3) 代表者 代表 宮田 俊之
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第205号 指定管理者の指定について（さいたま市新治ファミリーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民総務課）

さいたま市新治ファミリーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1
 - (2) 名称 さいたま市新治ファミリーランド
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内見沼区大和田町2丁目1321番地2
 - (2) 名称 首都圏建物サービス協同組合
 - (3) 代表者 代表理事 田部井 功
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第206号 指定管理者の指定について（さいたま市見沼ヘルシーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民総務課）

さいたま市見沼ヘルシーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内緑区大字大崎322番地1
 - (2) 名称 さいたま市見沼ヘルシーランド
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
 - (2) 名称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体
 - (3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第207号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館うらわ）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館うらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内浦和区仲町2丁目10番22号
 - (2) 名称 さいたま市民会館うらわ
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第208号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館おおみや）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館おおみやの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内大宮区下町3丁目47番地8
 - (2) 名称 さいたま市民会館おおみや
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第209号 当せん金付証券の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成28年度における当せん金付証券（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

議案第210号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線（以下「埼玉線」という。）の料金の額を変更することについて、本市内における区間の道路管理者として同意をするため、その議決を求めるもの。

（内容）

- 1 料金体系の整理・統一
 - (1) 首都高速道路（埼玉線を含む。）の料金水準を現行の大都市近郊区間における高速自

動車国道の料金水準に統一し、走行距離に応じた料金体系に移行するもの。

(2) (1)による激変緩和措置として、新たに上限料金（普通車：1,300円）及び下限料金（普通車：300円）を設定するもの。

(3) 首都高速道路の車種区分を2車種区分（普通車・大型車）から5車種区分（軽自動車等・普通車・中型車・大型車・特大車）に統一するもの。

2 割引制度

- ・ 現行の割引のうち、大口・多頻度割引は当面、継続・拡充することとし、埼玉線内のみを利用した場合の割引制度は廃止することとするもの。

3 実施予定期日

- ・ 平成28年4月1日

《道路議案》

議案第211号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一般	4路線	
開発	9路線	計13路線

議案第212号 市道路線の廃止について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一般	0路線	
開発	1路線	計1路線

《人事議案》

議案第213号～議案第216号 人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。